

第7編 業務(大月都留広域事務組合地区集会所設置及び管理に関する条例)

○大月都留広域事務組合地区集会所設置及び管理に関する条例

(平成28年2月22日条例第1号)

(設置)

第1条 大月都留広域事務組合(以下「組合」という。)の一般廃棄物処理施設が存する地区住民の福祉の増進及び地域コミュニティ活動の拠点づくりのため、大月都留広域事務組合地区集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 集会所は、組合が管理するものとする。

(管理の委託)

第4条 組合は、集会所の管理を集会所設置地区代表者(以下「地区代表者」という。)に委託できるものとする。

(使用時間)

第5条 集会所の使用時間は、原則として午前8時から午後10時までとする。ただし、組合が必要と認めたときは使用時間を変更することができる。

(使用許可)

第6条 集会所を使用しようとする者は、組合又は地区代表者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 集会所の使用料は、無料とする。ただし、特別の場合は、組合と協議するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

名 称	位 置
丸田集会所	大月市初狩町中初狩3032番地1
田野倉東部集会所	都留市田野倉268番地